固定資産評価審査委員会　審査の大まかな流れ

審査申出人　｜　固定資産評価審査委員会　｜　評価庁（市役所）

審査申出書の提出

申出期間は４月１日から納税通知書の交付を受けた日後３か月以内となります。

形式審査

審査申出書に記載漏れがないかなどの形式的な審査を行います。記載内容に不備があった場合は、申出人に補正を依頼する場合があります。

また、上記の補正の依頼に対して返答のない場合や、不適法なものは却下されます。

書面審理

受理された申出書の副本を評価庁（税務課）に送付し、それに対し、評価庁（税務課）から提出される弁明書の副本を申出人に送付します。

申出人は弁明書に対し反論のある場合は反論書を提出し、評価庁（税務課）は反論書に対し改めて弁明書を提出します。

反論書の提出

弁明書に対し、反論がある場合に提出します。

弁明書の提出

申出に対し、評価の内容等を説明する弁明書を提出します。

口頭意見陳述（申出人の希望により実施）

申出書で希望していた場合、定められた期日において、口頭で意見を述べることができます。

申出人の意見を述べる場であり、評価庁に対する質問や、評価庁からの説明をする場ではありませんのでご注意ください。

実地調査（審査委員会が必要と認めた場合）

審査委員会による現地確認を行います。なお、申出人は希望により調査に立ち会うことができます。

審査の決定

却下　｜　棄却　｜　全部または一部の容認

決定処分の取消訴訟（６か月以内）

台帳への価格の修正登録など